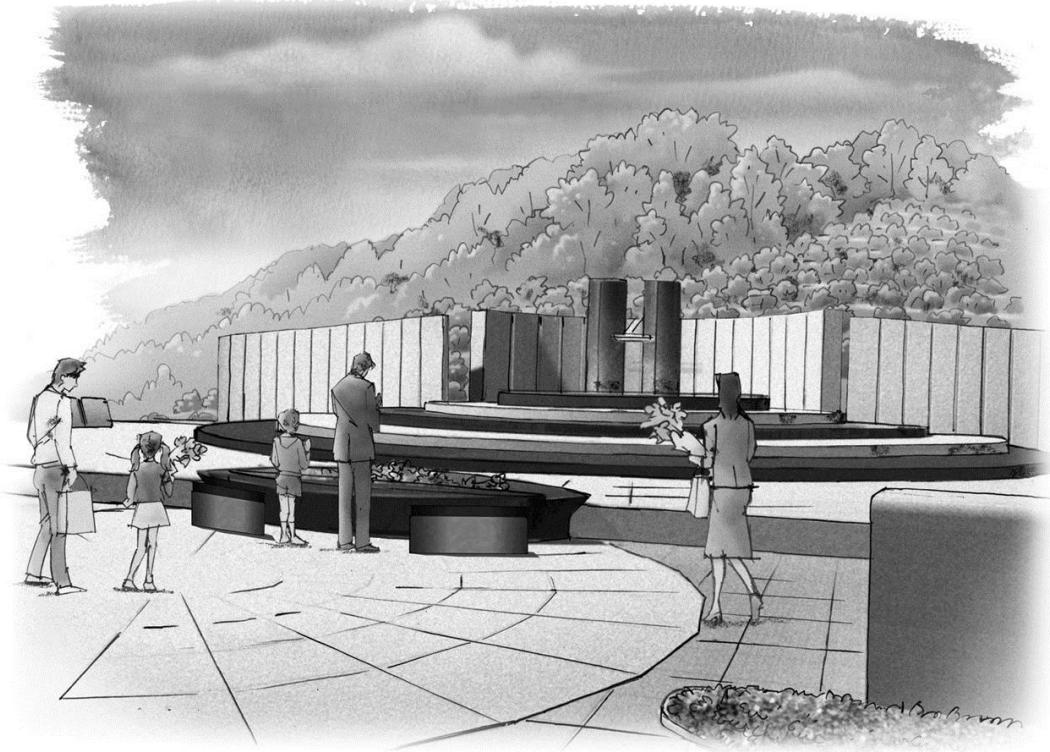


合葬墓 虹の丘

申込のご案内



目 次

申込について	1
埋蔵について	1
墓参について	1
申請者の資格・区分について	2
申込方法、必要書類について	2
使用料について	3
申請書の記入方法について	4
申請から埋蔵までの手続きについて	5
Q & A	6
ご使用のきまり	7
個人情報の保護取扱いについて	8
埋蔵者の照会について	8
遺骨の改葬について	8
案内図	9

守口市・門真市・大東市・四條畷市



飯 盛 靈 園 組 合

TEL 0743-78-1195 FAX 0743-78-1196

<https://www.iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

令和元年10月 改訂

申込について

■個人単位でお申込いただくことが基本です。

■申込と同時に埋蔵はできません。

基本 申込	合葬	■ 骨つぼ等の容器から出して埋蔵します。
選択 申込	個別安置	■ 骨つぼ等の容器に入れた状態で埋蔵します。
		■ 10年間骨つぼ等に入れた状態で安置し、期間経過後は組合にて合葬します。 (18cm四方以内の骨つぼ等に納めて下さい。納まらない分は先に合葬します。)
		■ 指定した2人を上下に並べて安置することが可能です。 (2人とも隣接希望、2人同時申請、2人同時入金が必要です。)
		■ 安置期間の延長は10年単位で可能です。
		■ 安置位置の指定、開示はできません。(安置位置は入金順に決定されます。)
	記名	■ 記名ゾーンの御影石に「氏名、生年月日（西暦）、没年月日（西暦）」を刻字します。 (字体・文字割付等の指定はできません。)
		■ 刻字範囲は、縦45mm 横120mmです。
		■ 指定した2人を上下に並べて記名することが可能です。 (2人とも隣接希望、2人同時申請、2人同時入金が必要です。)
		■ 家名等を選択することも可能です。(個人の氏名は刻字できません。)
		■ 刻字位置の指定、開示はできません。(刻字位置は入金順に決定されます。)

※2名以外の複数名で個別安置または記名を申込される場合はご相談ください。

埋蔵について

- 使用許可後は、いつでも埋蔵手続きをしていただけますが、お預かりした遺骨は、埋蔵指定日まで組合事務所で保管いたします。
- 埋蔵指定日は毎週水曜日の午後3時です(祝日や年末年始等は変更となります)
- 虹の丘への埋蔵は組合職員が行ないます。
- 組合職員以外の方は、埋蔵室に立ち入ることは一切できません。
- 申請書に記入した埋蔵予定遺骨(生前予約者については申請者自身)以外は、埋蔵することはできません。
- 許可後に埋蔵予定者を変更することはできません。
- 埋蔵された遺骨は原則として、返還いたしません。
- 申込と同時に埋蔵はできません。埋蔵までの流れは5ページでご確認ください。

墓参について

- モニュメント正面の献花台で献花してお参りいただけます。
- 線香を使用される場合は、献花台前面の香炉台をご利用いただけます。
- 献花台にローソク立ては設置しておりませんので、献花台でのご使用はご遠慮ください。(墓参の際にご希望される場合は、各自で台等をご持参いただき、お帰りの際は必ずお持ち帰りください。)
- 供物やコップ類を放置されると、カラスや野生動物が食い荒らし、周辺を汚したりすることになりますので、お花以外のものは必ず持ち帰ってください。
- モニュメントゾーンの下部が埋蔵室になっておりますので、立ち入らないでください。
- 埋蔵室の内部へ入って、お参りすることはできません。
- 遺骨を一時取り出すことはできません。

申請者の資格・区分について

申込資格

■申請者の申込資格1（関係市内）

申込日現在、下記に該当する方は、「申請者の資格1」として受付します。

(1) 守口市・門真市・大東市・四條畷市に住所を有する方

(2) 飯盛霊園の墓所使用者

(3) 死亡時に関係市の市民であった埋蔵予定者（故人）の遺骨所持者

■申請者の申込資格2（関係市外）

申込日現在、上記以外の方は、「申請者の資格2」として受付します。

資格2の場合、個別安置と記名の使用料が5割増になります。

申込区分

■生前予約申込

申請者本人を将来埋蔵するための申込です。

■遺骨所持申込

既に所持している遺骨を埋蔵するための申込です。

（自宅で保管している、他の墓地で祭祀している等）

申請者区分	(1) 関係市の市民	(2) 飯盛霊園の墓所使用者	(3) 死亡時に関係市の市民であった埋蔵予定者の遺骨所持者	その他
生前				
遺骨所持	資格2 (関係市外)			

関係市とは・・・守口市、門真市、大東市、四條畷市の4市です。

申込方法、必要書類について

この「申込のご案内」に添付してある申請書に、次の必要書類を添えて、郵送又は持参によりお申込ください。

(1) 生前予約申込

- 住民票、運転免許証のコピー、健康保険証（手書住所不可）のコピー等のいずれか1点
(現住所や生年月日を確認することのできる、公的機関発行の書類)

(2) 遺骨所持申込

- 住民票、運転免許証のコピー、健康保険証（手書住所不可）のコピー等のいずれか1点
- 所持されているご遺骨の火葬許可証（又は埋蔵証明書）のコピー等

■生前予約をされる場合は、ご自身の死後、埋蔵手続きを依頼する方に、使用許可書のコピーを渡すなどし、遺骨を確実に持参していただくようにしておいてください。

■飯盛霊園の墓所を返還して、虹の丘を申込みされる方につきましては、組合事務所へお問い合わせください。

■遺骨の改葬（他の墓所等から虹の丘へ改葬する場合）の申請につきましても、1体について1件の申込となります。

※改葬手続きについては8ページをご参照ください。

使用料について

使用区分	使用料	
	資格1(関係市内)	資格2(関係市外)
虹の丘(合葬) 個別安置(10年間) 記名	1体分 1体分 1体分	50, 920円 50, 920円 101, 850円
		76, 380円 152, 770円

※既納の使用料は、原則として還付いたしません

■個別安置期間

- 生前予約申込の場合……死亡の日から10年間
 - 遺骨所持申込の場合……使用許可の日から10年間
個別安置期間の更新は可能です。安置期間が満了するまでに申請してください。
更新の申請がない場合は、安置期間の満了後、組合にて合葬します。

■個別安置の隣接

- 指定した2人の遺骨を上下に並べて安置できます。
(安置位置の指定、開示はできません)
2人とも隣接希望、2人同時申請、2人同時入金が必要です。
2人以外の複数名で安置を申込される場合はご相談ください。

■ 記名文字

- 埋蔵届を受理した後、記名ゾーンの記名板（御影石）に刻字します。
 - 刻字する項目 基本刻字「故人の姓名、出生年月日及び死亡年月日」
特別刻字「家名」又は「家名及び市町村名」
 - 刻字文字色 刻字の際に白色を入れます。
その後の文字色落ちなどの保証はありません。

■記名の隣接

- 指定した2人の氏名を上下に並べて刻字できます。
(刻字位置の指定、開示はできません)
2人とも隣接希望、2人同時申請、2人同時入金が必要です。
2人以外の複数名で記名を申込される場合はご相談ください。

申請書の記入方法について

※鉛筆・消えるボールペンは使用しないでください。

申請者の住所、氏名等を記入してください。

申込日を記入してください。

資格番号に○してください。

申込区分番号に○してください。

遺骨所持申込の方のみ、埋蔵予定者をご記入ください。

生前予約申込の場合は、申請者が埋蔵予定者となるため、記入は不要です。

1～4の中から申込む区分を1つだけ選び○で囲んでください。
隣接希望のいずれかの□にチェックして下さい。

隣接希望の「する」にチェックされた場合に記入してください。
2人上下に並べて安置、記名することができます。
○埋蔵予定者の並ぶ順番を指定
○並ぶ相手の氏名を記入

墓参者に対しての「埋蔵者照会」の停止を希望される方のみ、○印を記入してください。

使用区分3、4を選んだ方のうち、個人の氏名でなく「家名」での刻字を希望される方のみご記入ください。

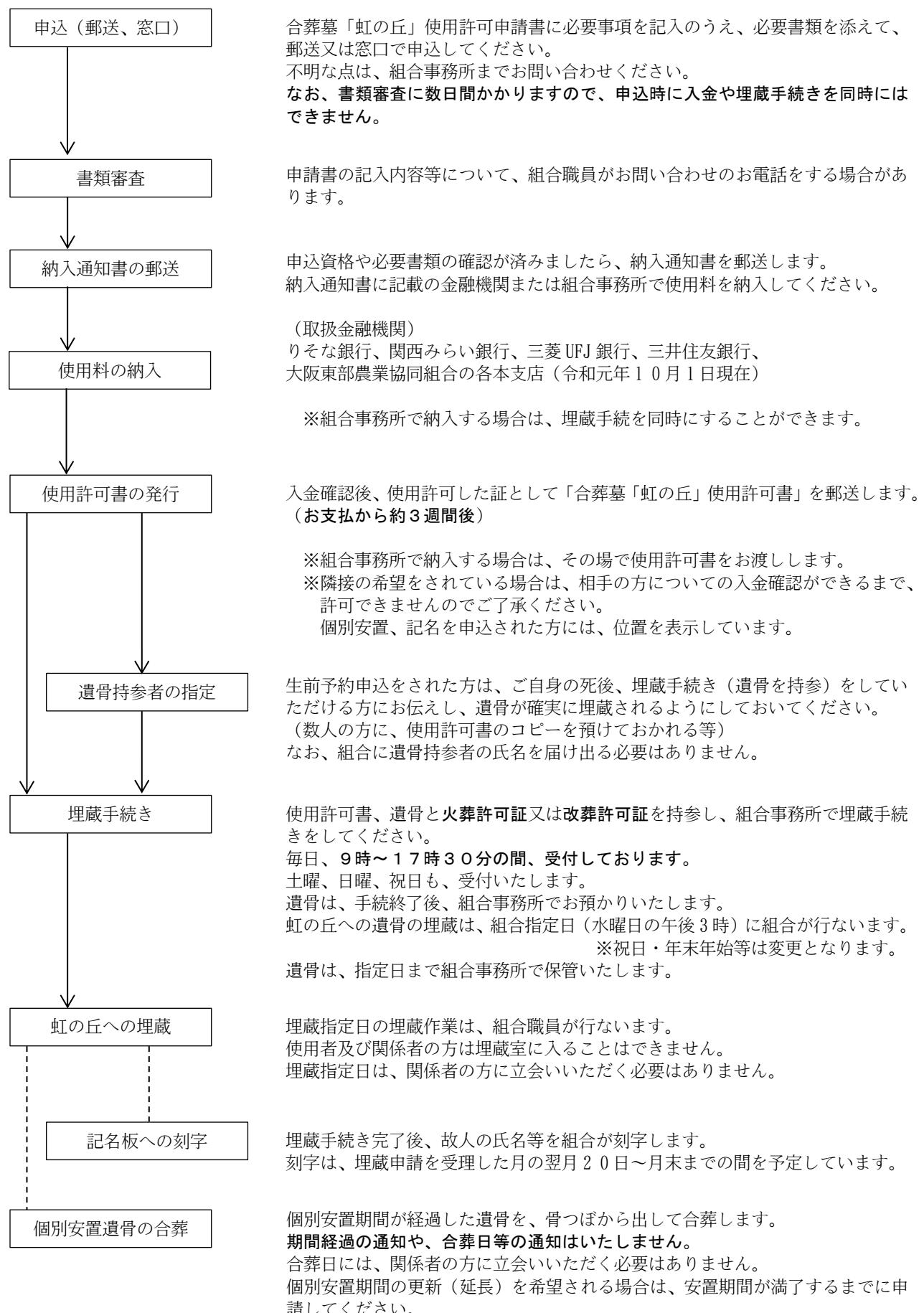
家名を選択された場合は、個人名での記名、2人の隣接を希望することはできません。

令和元年10月1日申込

合葬墓「虹の丘」使用許可申請書					
住 所	575-0012 四條畷市大字下田原448 イイモリ タロウ 飯 盛 太 郎				
(フリガナ)	電 話 番 号	0743-78-1195			
姓 名	生 年 月 日	明治・大正 昭和 平成・令和	40	年 5 月 10 日	
申請者	申請者の資格 (該当番号に○)	(1) 守口市・門真市・大東市・四條畷市の市民 (2) 鮫島園の墓所使用者 墓所番号 (区 列 号) (3) 死亡時に関係市の市民であった埋蔵予定者の遺骨所持者			
申込区分 (該当番号に○)	1 2	1 生前予約申込(申請者本人を将来埋蔵する申込) → 2 遺骨所持申込			
■ 申込区分2(遺骨所持)で申込した場合は、埋蔵予定者氏名を記入してください。					
埋 蔵 予 定 者	氏 名	イイモリ タロウ 飯 盛 太 郎	申請者との続柄	父	
■ 申込される使用区分の番号を、1つだけ○をつけ、2・3・4を選択された場合、隣接希望のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> してください。					
使 用 区 分	使 用 料 額	隣接希望 (2人上下)	説 明		
申請者の資格1	申請者の資格2				
1 合葬	50, 920円	50, 920円	できません (合葬すると、お骨を取り出すことはできません。)		
2 合葬 + 個別安置	101, 840円	127, 300円	<input type="checkbox"/> する	お骨を骨つばに入れたまま、安置棚に10年間安置した後で、埋蔵室に直接お骨だけを合葬します。 (安置した後で、骨つばとは面会することはできません。)	
3 合葬 + 記名	152, 770円	203, 690円	<input type="checkbox"/> しない	お骨を骨つばに入れたまま、安置棚に10年間安置した後で、 埋蔵室に直接お骨だけを合葬します。 石の板に埋蔵する人の氏名と生年月日と死亡年月日、 又は家名等を刻字します。	
4 合葬 + 個別安置 + 記名	203, 690円	280, 070円	<input checked="" type="checkbox"/> する	お骨を骨つばに入れたまま、安置棚に10年間安置した後で、 埋蔵室に直接お骨だけを合葬します。 石の板に埋蔵する人の氏名と生年月日と死亡年月日、 又は家名等を刻字します。	
■ 2・3・4で隣接希望の「 <input checked="" type="checkbox"/> する」にチェックされた場合、2人上下並んだ安置・記名ができます。 並ぶ順番と相手の氏名を記入してください。					
並ぶ順番 (上下に並びます)	埋 蔵 予 定 者	上 (下)	並ぶ相手の 氏 名	イイモリ ヨシコ 飯 盛 良 子	
■ 2・3・4で家名等での刻字を希望される場合は、左の市町村名(注意)を記入してください。					
刻字する家名	家	家名以外に、特に市町村名の刻字を希望される場合は、その市町村名			
■ 情報照会() 来園者に対して、埋葬などの情報照会が不要な場合は、左のカッコ内に <input type="checkbox"/> を記入してください。					
■ 重要な事項確認 記名の位置は、入金額に決定されます。 隣接希望は新規申込のみとなり、後での変更では、申請できません。 隣接希望の条件は、2人とも隣接希望、2人同時申請、2人同時入金です。					
左の項目を確認しました。 申請者署名 飯 盛 太 郎					
上記申請を許可する。					
受付番号	第 号	起 案	令 和 年 月 日	決 戰	令 和 年 月 日
課 長	課長補佐	係	主 案	受 付	許可年月日
					第 号
				許可番号	
処理欄	電算入力	請求入力	停止入力	外 字	検 証
				調定番号	入金確認
				NO.	/ 審
					手渡し

すべての申請者が確認のうえ、
署名をしてください。

申請から埋蔵までの手続きについて



Q & A

- Q 関係市（守口市・門真市・大東市・四條畷市）以外に在住の父が亡くなり、父を埋蔵する場合、申請者の資格はどちらになりますか。
- A 申請者が関係市にお住まいであるか、飯盛霊園の墓所使用者であれば資格1に該当します。それ以外の場合は資格2となります。
- Q 私は関係市に在住していませんが、亡くなった父が関係市に在住していました。
父の埋蔵をしたいのですが、申請者の資格はどちらになりますか。
- A 資格1に該当します。火葬許可証にて住所を確認させていただきます。
- Q 身寄りのない友人が亡くなり、申込をしたいのですが、申込できますか。
- A 亡くなった方の祭祀をする方であれば、親族以外の方でも申込いただけます。
組合事務所にお問い合わせください。
- Q 自分の生前予約をしていたのですが、埋蔵する者を弟に変更できますか。
- A 生前における、自分のための申込ですので、埋蔵者の変更はできません。
なお、遺骨所持申込の方につきましても、申込後の埋蔵者の変更はできません。
使用許可を受けた権利を、他の方（親族でも）に贈与や譲渡はできません。
申込が不要となった場合は、取消の手続きをしてください。
- Q 使用許可書を紛失してしまいました。埋蔵手続き時には必ず使用許可書が必要ですか。
- A 火葬許可証等で埋蔵予定の遺骨であることが確認できれば、許可書がなくても埋蔵の届けは受付いたします。
なお使用許可書は、再交付申請いただくこともできます。手数料は1,010円です。
- Q 埋蔵の際に立会いしたいのですが、埋蔵室内に入ることはできますか。
- A 埋蔵室内に入ることはできません。埋蔵に立会いを希望される場合は、埋蔵指定日にお越しいただき、参拝ゾーンにてお参りしてください。
- Q 合葬だけ申込していたのですが、許可後に記名を追加申込することはできますか。
- A 可能です。個別安置についても、埋蔵前であれば追加申込いただけます。
ただし、2人並べる隣接希望はできません。
- Q 記名板に好きな言葉を刻字することはできますか。
- A できません。刻字できる項目は決まっております。
- Q お寺のお坊さんに来ていただいて、お経をあげてもらっても良いでしょうか。
- A お参りの方法は制限しておりませんので、参拝ゾーンにてご自由に行なってください。
- Q 虹の丘は納骨堂とどのように違うのですか。
- A 「納骨堂」とは、他人の委託を受けて、遺骨を収蔵するための施設です。例えば寺院や建物のなかで、遺骨を保管しておくような場合です。
「埋蔵」とは、焼骨を土中に葬ることです。埋蔵するための施設が「お墓」です。
虹の丘はお墓ですから、遺骨を埋蔵いたします。
骨壺等に入れた状態での埋蔵が個別安置ですが、虹の丘に埋蔵された遺骨は、いずれ全てが、骨壺から出され、大地に還ることになっております。

ご使用のきまり

(使用の制限等)

- 1 虹の丘は、焼骨の埋蔵の目的以外に使用してはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 2 管理者の指定する区域には、職員以外の者は、立ち入ることができない。
- 3 個別安置する遺骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

(遺骨の埋蔵)

虹の丘に遺骨を埋蔵しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(記名板)

管理者は、記名の許可を受けた者の埋蔵申請書を受理したときは、記名板に規則で定める刻字をするものとする。

(使用許可の取消の申出)

- 1 使用者又は当該使用者から遺骨持参者として指名される者は、虹の丘への遺骨の埋蔵が不要となった場合は、速やかにその旨を管理者に申し出るものとする。
- 2 前項の規定による申出があったときには、虹の丘を使用する権利は、消滅するものとする。

(遺骨の返還)

虹の丘に埋蔵された遺骨は、返還しない。ただし、個別安置の遺骨について返還の申出があった場合に限り、使用許可を取り消し、遺骨を返還することができる。

(施設の場所等の変更)

管理者は、虹の丘の管理その他の事業執行上必要があるときは、埋蔵施設の場所又は形状を変更することができる。

(使用許可の取消し等)

- 1 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - (2) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき。
 - (3) 許可の申請に偽りがあったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、虹の丘の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定により使用の許可を取り消された者は、個別安置の遺骨を、管理者の指定する期日までに引き取らなければならない。

(遺骨の改葬)

管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、埋蔵された遺骨の改葬を行なうことができる。

- (1) 前条第2項の規定による遺骨の引取がなされないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、虹の丘の管理上必要があるとき。

(既納の使用料の不還付)

既納の使用料は、還付しない。ただし、虹の丘に遺骨を埋蔵していない場合で、使用者が使用許可の取消しの申出をしたときは、既納の使用料の2分の1の額を還付する。

個人情報の保護取扱いについて

飯盛霊園組合では、墓地埋葬法に基づく墓籍を管理するために必要な個人情報を、使用者の皆様から提供いただいております。

ご提供いただきました個人情報（プライバシー）につきましては、飯盛霊園組合個人情報保護条例等により、上記の目的の範囲のみ利用し、大切に保管しております。

埋蔵者の照会について

霊園窓口では、墓参者に対し、使用者または故人のお名前が、当霊園の管理する墓籍簿と一致した場合、墓所の位置を回答する「情報照会業務」を実施しております。

この業務を不要とされる方は、申請書の「情報照会」欄に○印をご記入ください。

遺骨の改葬(他の墓所等からご遺骨を移されるとき)について

改葬とは、墓所などに一度埋蔵した遺骨を別の墓所などに移すことをいい、「改葬許可証」が必要となります。

「改葬許可証」は、現在遺骨が納骨されている墓地のある地の市町村が発行します。

手続の詳細は事前に当該市町村役場にお問い合わせください。

(手続きの順序)

①「改葬許可申請書」の入手

現在、遺骨が埋蔵されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可申請書」の用紙をもらう。

※用紙は組合事務所窓口にも用意しておりますが、地域によって使用できない場合があります。

②「埋蔵・収蔵証明書」の発行

現在、遺骨が埋蔵されている墓地等の管理者に申し出て、「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらう。(改葬許可申請書に埋蔵の証明欄がある場合もあります。)

③改葬許可の申請

現在、遺骨が埋蔵されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可」の申請をして、「改葬許可証」の交付を受けてください。

申請の際、②の「埋蔵・収蔵証明書」と当霊園の「墓所使用許可書」を提出してください。

(遺骨の改葬先を確認するために、使用許可書の提示を求められます。市町村によっては、受入証明書が必要な場合もありますので、この場合は組合事務所にお問い合わせください。)

④遺骨の引き取り

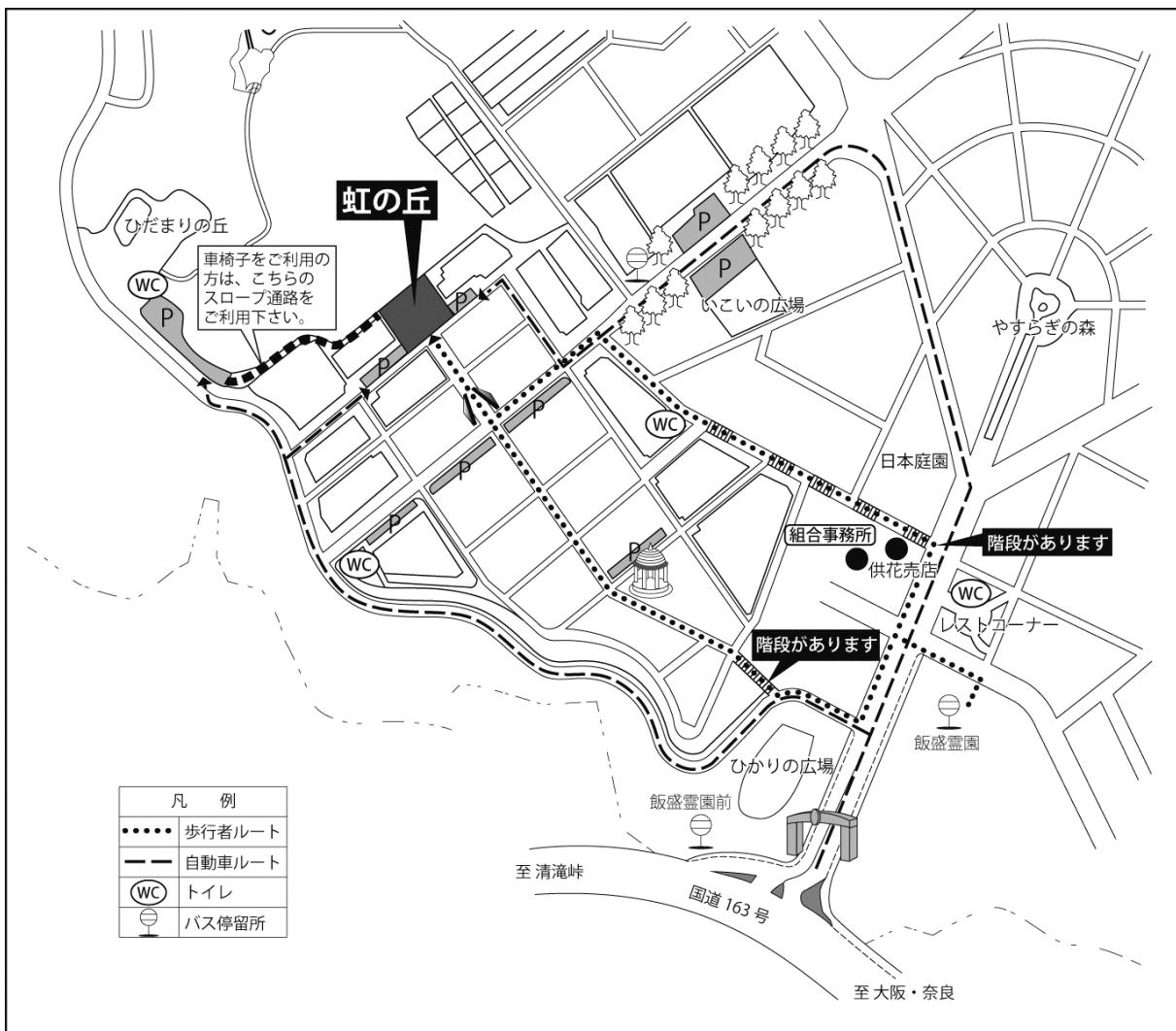
遺骨が埋蔵されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示して、遺骨を引き取ってください。

(注意) 土葬していた遺骨を改葬し当霊園に埋蔵する場合は、火葬する必要があります。

⑤遺骨の埋蔵

飯盛霊園の窓口で納骨の手続きをしてください。

案内図



組合事務所から「虹の丘」まで 徒歩 約6分(約400m)

車 約1分